

定教第 28 号議案

神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則

別紙（案）のとおり

令和 6 年 11 月 20 日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号）の公布に伴い、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関する事項を定める必要があるため、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則を制定いたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、神奈川県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他神奈川県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則の概要

1 制定の趣旨

令和 3 年 6 月 4 日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）」が公布され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定され、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることとされた。

これを受け、令和 4 年 3 月 18 日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）」が公布され、委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた。

令和 4 年 3 月 18 日付け 3 文科教第 1380 号文部科学省総合教育政策局長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について」に、審査会による「再授与審査が行われるのは定常的には令和 7 年度以降となる」とあるため、この度、神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則（以下「県規則」という。）を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 趣旨に係る規定（第 1 条）	規則で定める事項
(2) 組織に係る規定（第 2 条）	委員の数
(3) 委員に係る規定（第 3 条）	委員の構成、守秘義務
(4) 会議に係る規定（第 4 条）	招集権者
(5) 委員の除斥に係る規定（第 5 条）	利害関係を有する委員の除斥
(6) 会議の非公開に係る規定（第 6 条）	会議の非公開
(7) 委員でない者の出席に係る規定（第 7 条）	委員以外の者への意見聴取
(8) 庶務に係る規定（第 8 条）	庶務を処理する部署
(9) 会長への委任に係る規定（第 9 条）	会長への委任

3 施行期日

公布の日

4 パブリック・コメントの実施結果について

令和6年8月30日から9月28日まで「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づく意見募集（パブリック・コメント）を実施した結果、提出された意見はなかった。

5 参考

省令において定められている内容及び県規則において定める内容は、次のとおり。

(1) 組織に関すること

	内 容	省 令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の服務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内 容	省 令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	出席委員の過半数で議決（可否同数のときは、会長が決定） ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致（議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意）	○	
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○
会議の公開	非公開		○
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○
会の庶務	庶務を処理する部署		○
会長への委任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める		○